

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間、A県B市所在のC会社D支店（以下「会社」という。）において、スレート工事における石綿スレートの切断、加工、取付けの作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日E病院に受診したところ、「石綿肺」と診断された。請求人は、石綿ばく露作業に従事したことが原因で上記疾病を発症したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたが、監督署長は、請求人に発症した上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けで、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、平成〇年〇月〇日付けで審査官がこれを棄却したため、さらに、当審査会に対して再審査請求をしたところ、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し、監督署長の上記処分は確定した。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「石綿性胸膜斑」（以下「本件疾病」という。）と診断されたとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服

として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、石綿ばく露作業に従事したために、びまん性胸膜肥厚にり患し、かつ労作時における呼吸困難、咳、痰等の症状が日に日に悪化している旨、主張しているものと推認されることから、請求人の主張、医証等について、改めて子細に検討したが、決定書理由第2の2の(2)に説示する結論を改めるべき理由を見いだすことは出来なかった。

(2) なお、請求人の訴える症状の原因の1つは、F医師作成のじん肺健康診断結果証明書に示されているように、長年の喫煙習慣(1日20本・50年、20歳～70歳)により慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎及び肺気腫)にり患したことによるものである。肺機能検査における異常についても、慢性閉塞性肺疾患の影響を受けていると考えられることを付言する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。